

令和7年度版『年金マニュアルシート』 【追補】

令和7年8月1日から高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されました。

4 雇用保険との調整（4頁）

「●厚生年金と失業給付（基本手当）との調整」における「高年齢雇用継続給付を受ける条件」の下線部の記述が下記のとおり変わりました。

(変更前)・各月の賃金が 376,750円 (令和6年8月1日～) 未満

(変更後)・各月の賃金が 386,922円 (令和7年8月1日～) 未満